別表十八⑪の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、次に掲げる場合に記載すること。

⑴　租税特別措置法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同法第42条の４の２第２項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）において準用する場合を含む。）の通算法人が同法第42条の４第８項第２号（同法第42条の４の２第２項において準用する場合を含む。⑴において同じ。）に規定する適用対象事業年度において同法第42条の４又は第42条の４の２の規定の適用を受ける場合（同法第42条の４第８項第３号イ（同法第42条の４の２第２項において準用する場合を含む。）の他の通算法人が同法第42条の４第８項第２号に規定する他の事業年度において同条又は同法第42条の４の２の規定の適用を受ける場合を含む。）

⑵　租税特別措置法第42条の４第８項第12号の通算法人が同号に規定する繰越適用対象事業年度において同条第７項の規定の適用を受ける場合（同号に規定する他の繰越通算法人が同号に規定する他の繰越適用対象事業年度において同項の規定の適用を受ける場合を含む。）

⑶　所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和８年旧措置法」という。）第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第18項において準用する場合を含む。）の通算法人が同条第８項第２号（同条第18項において準用する場合を含む。⑶において同じ。）に規定する適用対象事業年度において同条の規定の適用を受ける場合（同条第８項第３号イ（同条第18項において準用する場合を含む。）の他の通算法人が同条第８項第２号に規定する他の事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含む。）

別表十八⑪の記載要領第１１号中「「税額控除超過額（別表六(九)付表「30」）又は（別表六(十)付表「27」）⑰」」を「「税額控除超過額（別表六(九)付表「38」）又は（別表六(十)付表一「27」）⑰」」に、「「税額控除超過額（別表六(十二)付表二「17」）㉓」」を「「税額控除超過額（別表六(十二)付表二「17」）㉔」」に、「同条第18項」を「同法第42条の４の２第２項」に改め、「含む。）」の次に「又は令和８年旧措置法第42条の４第18項において準用する同条第８項第６号」を加え、同表の記載要領に次の１３号を加える。

３　「通算繰越控除限度超過額が当初申告額に満たない場合で当初申告通算繰越控除限度超過帰属額以下の場合のその満たない部分の金額（別表六(十)付表二「15」）⑲」の各欄は、租税特別措置法第42条の４第８項第13号イに規定する超過額発生事業年度（当該超過額発生事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度を含む。）ごとに記載すること。

４　「差引各欠損金増加額（別表六(十三)「５」）㉖」の各欄は、租税特別措置法第42条の４第12項に規定する過去適用等事業年度ごとに記載すること。

別表十八⑪の表中

通算前所得金額	通算前欠損金額
(((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十三)「９」＋「42の計」)－(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」))が０以上の場合のその０以上の額)	(((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十三)「９」＋「42の計」)－(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」))が０を下回る場合のその下回る額)

を

通算前所得金額	通算前欠損金額
(((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「47」－(別表十二(十三)「９」＋「42の計」)－(別表十二(十)「15」又は別表十二(十一)「10」))が０以上の場合のその０以上の額)	(((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「47」－(別表十二(十三)「９」＋「42の計」)－(別表十二(十)「15」又は別表十二(十一)「10」))が０を下回る場合のその下回る額)

に改め、同表の記載要領第１号⑴を削り、同号⑵を同号⑴とし、同号⑶を同号⑵とし、同号⑷を同号⑶とし、同号⑸中「令和６年旧措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（⑻において「令和６年旧措置法」という。）」に改め、同号⑸を同号⑷とし、同号⑹を同号⑸とし、同号⑺を同号⑹とし、同号⑻中「租税特別措置法」の次に「第66条の13第１項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（⑻及び次号⑵において「令和８年旧措置法」という。）」を加え、同号⑻を同号⑺とし、同号に次のように加える。

⑻　令和８年旧措置法第42条の12第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和６年旧措置法第42条の12第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

別表十八⑪の記載要領第１１号⑵中「租税特別措置法」の次に「第66条の13第１項又は令和８年旧措置法」を加える。